中間年において提出が必要な書類について

（建設工事のみ）

　　　次の書類については、入札参加資格審査申請が不要な中間年にあたる方（令和６年３月に申請された方）も提出が必要となりますので、３月末までに提出してください。（フォルダは不要です。）

■市内外業者全ての業者について提出が必要な書類

　　　　　　【経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）】

　　　　　　　　　最新のものを提出してください。

（※提出日において変更がある箇所（技術職員数等）は朱書きで訂正してください。）

　　　　　　　　　令和６年度中に提出済のものは、再度提出する必要はありません。

■市内業者（準市内業者）のみ提出が必要な書類

　　　　　　【技術者数調書その１、その２】

　　　　　　　　　技術者の人数を把握するため**技術者数調書**（市独自様式）の提出が必要です。

　会社全体における有資格区分ごとの有資格者の延べ人数を記入してください。

１人の技術者が複数の資格を有する場合も、それぞれに計上してください。

※合併浄化槽設置工事、アスベスト除去工事、法面保護工事を希望する場合

【専門業種調書】

**専門業種調書**（市独自様式）を提出してください。

※舗装工事を希望する場合

【舗装業者表】

【機械器具写真】指名願い申請時と変更のない場合提出不要

【舗装業者工事施工能力審査申請書（写し）】

　　　　　　　　注意：舗装業者工事施工能力審査で、アスファルトフィニッシャーの保有台数が０台の

場合は、舗装工事を希望できません。

※測量・建設コンサルタント等については、中間年に提出が必要な書類はありません。